

◎なくそう、受動喫煙のマナーからルールへ

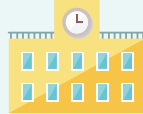
健康増進法の一部改正(令和2年4月1日全面施行)により、受動喫煙対策が強化されます。原則屋内が禁煙となり、20歳未満の人の喫煙エリアへの立入禁止などが加えられました。

受動喫煙とは?

他人の喫煙による煙やその人が吐き出す煙を吸うことです。受動喫煙が健康に悪影響を及ぼし、心筋梗塞、脳卒中、肺がんに加え、子どもの喘息や乳幼児突然死症候群等のリスクを高めることがわかっています。

【原則敷地内禁煙】
(令和元年7月1日～)

病院・診療所、学校・児童福祉施設、行政機関の庁舎等



令和2年4月1日改正

【原則屋内禁煙】

飲食店、事業所、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道等



詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
なくそう!望まない受動喫煙 [検索](#)

改正ポイント



多くの施設で原則屋内禁煙



20歳未満の人は喫煙エリアへの立入禁止



屋内での喫煙は喫煙室限定

屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要



標識掲示が義務付け

喫煙室には標識掲示が義務付け

※設置区分によって標識が定められているので、お店に入るときに確認してください。

- 【すくすく相談】** (母子健康手帳持参)
- 対象 乳幼児とその保護者
 - 内容 乳幼児の身体計測, 育児相談, 栄養相談
 - スマイルキッズ
 - とき 3月26日(木) 9:30～11:15
 - 保健センター
 - とき 4月2日(木) 9:30～11:15

- 【すくすくベビーサークル】**
- スマイルキッズ
 - 対象 0歳～1歳3か月児とその保護者
 - とき 3月26日(木) 10:00～11:30
 - 内容 牛乳パックで作る「動物ぼうし」

- 【山陽小野田医師会 健康ミニ講座】**
- とき 3月26日(木) 14:00～15:00
 - ところ 厚狭地区複合施設
 - 演題 「令和の食事療法を考えてみませんか」
 - 講師 民谷 正彰 (たみたに内科循環器科院長)
 - 聴講料 無料 ●定員 80人 (先着順)
 - 問い合わせ先 健康増進課
- ※講座修了後、希望者には保健師による健康相談を行います。

- 【キッズキッチン食育教室】**
- 食の知識やマナーを楽しく学べる教室です。
- もぐもぐはかせ教室
 - 対象 園児とその保護者
 - とき 4月5日(日) 10:00～10:40
 - 内容 市販だしと天然だしの比較, オリジナルおにぎり作り
 - 定員 15組 (先着順)
 - 参加料 1組50円
 - ミニしょくいくはかせ教室
 - 対象 未就学児 (保護者は見学のみ)
 - とき 4月5日(日) 10:45～11:30
 - 内容 5つの味比べ(味覚体験), お花見団子作り
 - 定員 12人 (先着順)
 - 参加料 1人100円
 - ところ スマイルキッズ
 - 申込期間 2月1日(土)～3月30日(月), 市外の方は3月1日(日)～3月30日(月)
 - 申込方法 窓口または電話
- ※4月から内容をリニューアルします。
- 問い合わせ・申込先 健康増進課